



文京区
シンボルマーク



区報 ふみのみやこ

特別区民税・都民税特集号

令和2年 (2020) 1/17

発行/文京区
編集/総務部税務課
〒112-8555 文京区春日1-16-21

代表 ☎(3812)7111
https://www.city.bunkyo.lg.jp/

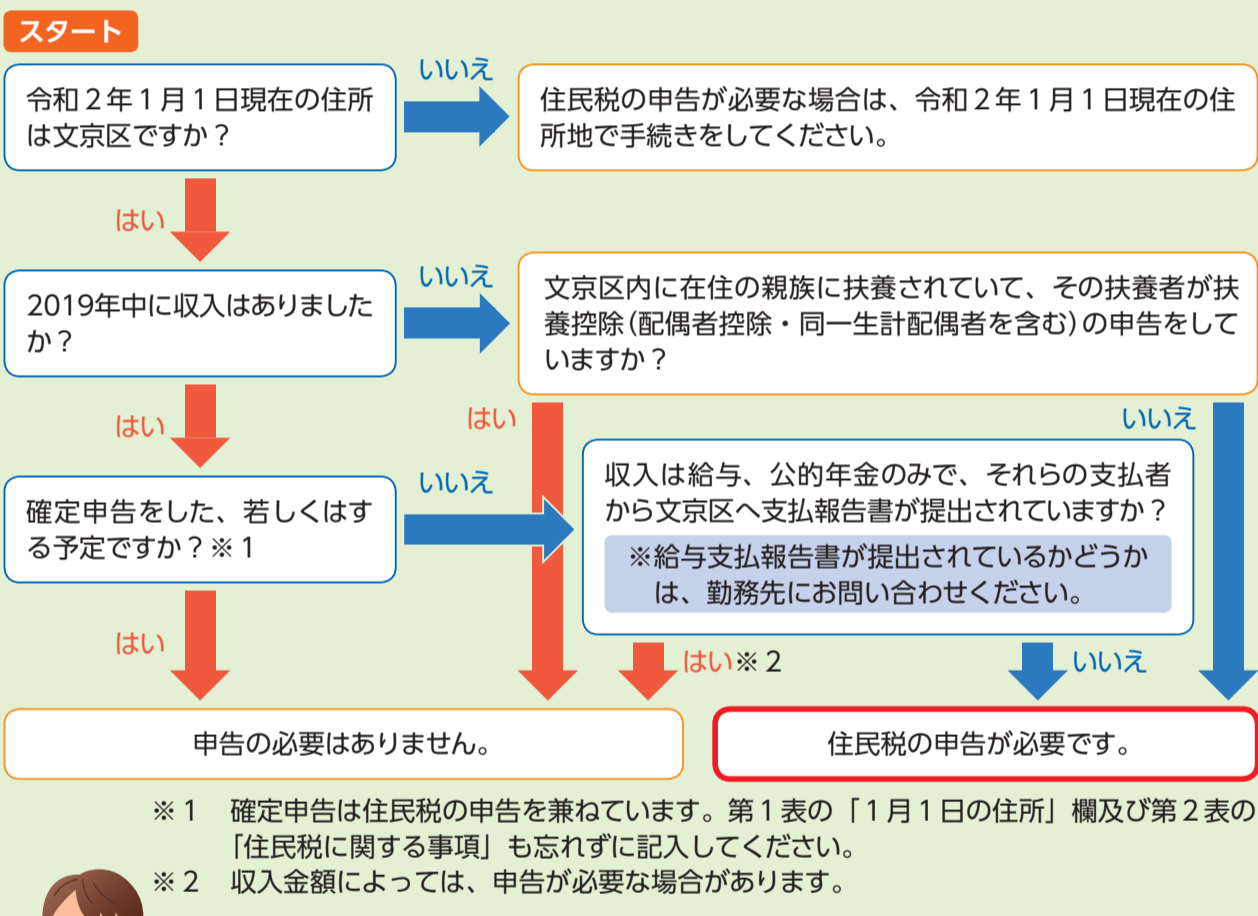
▲区制70周年を契機に
制定した区のシンボル
マークです。

住民税(特別区民税・都民税)の 申告について知ろう!

新年を迎え、税の申告の時期が近づいてきました。この特集号では、住民税の申告について皆さんの疑問にお答えし、申告がスムーズに進むようご案内いたします。毎年申告される方も、申告が初めての方もぜひ一緒に確認しましょう!

☎税務課 課税第一・第二係 ☎(5803)1154・1155

まずは申告が必要か確認してみましょう



私は申告が必要だったみたい! 申告書はどこでもらえるの?

A 昨年申告をした方には、1月末に一斉発送されます。

(配布場所)

- 税務課(シビックセンター10階) ● 地域活動センター
- 区民サービスコーナー(シビックセンター2階)

税務課以外は、無くなり次第終了です。ホームページからもダウンロードできます。(2面に二次元コード有)



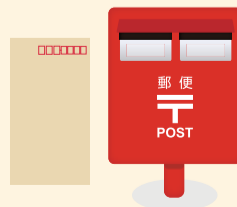
申告会場のご案内

- 期間** 2月3日(月)~3月16日(月)【土・日曜、祝日を除く※2月23日(祝・日)のみ休日受付を行います】
- 時間** 午前9時~午後5時
- 場所** シビックセンター10階北側 1001会議室

会場は大変な混雑が予想されます。

待ち時間無く申告できる、便利な郵送申告をぜひご利用ください!

★郵送申告で申告書の控えが必要な方は、控えに申告書と同じ内容を記入し、返信用封筒に別途封筒(宛名記入・切手貼付)を同封してください。



確定申告書の受付はしておりません。所得税の申告会場については、5面をご覧ください。

年金収入400万円以下の方

年金収入400万円以下で、年金以外の所得が20万円以下の方は、確定申告の義務はありません。しかし、年金の源泉徴収票に記載されていない控除の情報がある場合は、申告をしないと住民税の計算に含めることができません。(医療費や生命保険料、地震保険料など)

また、源泉徴収票に記載された扶養控除に変更がある場合も、申告が必要です。



次のページも徹底解説!

【主な内容】

- 2面: 申告の方法
- 3面: 住民税のQ&A大特集
- 4面: 令和2年度改正点のお知らせ
- 5面: 確定申告受付会場

期限内に申告をしましょう 申告期限は3月16日(月)です

申告に必要なものを確認しましょう！

1 申告書

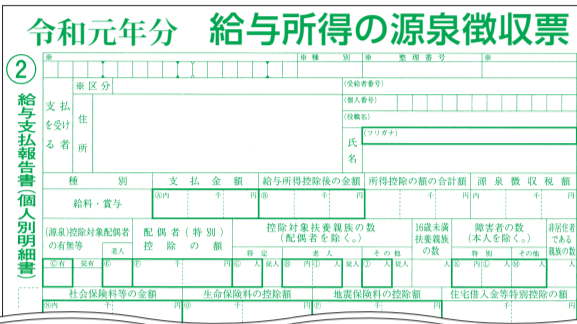


2 印鑑



3 2019年中の所得を証明する書類

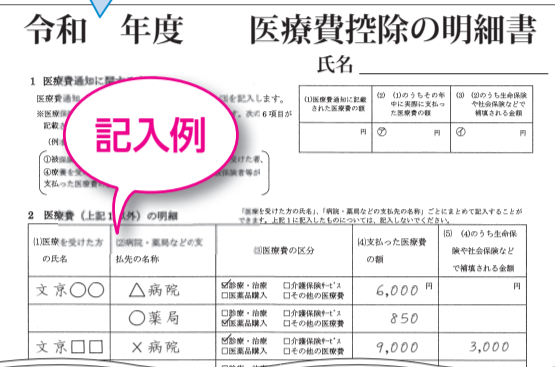
給与、公的年金の源泉徴収票、報酬の支払調書、自営の場合は収支明細・帳簿等



4 2019年中の控除を証明する書類

国民年金・生命保険・地震保険などの控除証明書原本、医療費明細書、身体障害者手帳の写し等

医療費控除の申告には、領収書ではなく医療費の明細書の添付が必要です。※医療費のお知らせを使用することもできます。



※医療費のお知らせは、1年間分全ての医療費が記載されていません。記載の無い月の医療費については、領収書を確認して医療費の明細書を作成してください。

代理人申告の場合、別途委任状が必要になります。(見本は3面を参照)

5 マイナンバーにかかる本人確認書類(郵送申告の場合は以下のコピー)

- (番号確認) マイナンバーカード(裏面)、通知カード、個人番号記載あり住民票の写しのいずれか1つ
- (身分確認) **1点確認** : マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート、在留カードなど
- 2点確認** : 母子健康手帳、写真なし身分証明書、納税通知書、個人番号記載なし住民票写しなど

上場株式配当等に係る所得の申告はご注意ください

上場株式配当等に係る所得について所得税と異なる課税方式を選択する場合は、**納税通知書送達前までに**住民税の申告をする必要があります。納税通知書送達後に申告をいただいても、確定申告で選択した課税方式を変更することはできません。また、納税通知書送達前に、上場株式配当等に係る所得を記載せず申告した場合、納税通知書送達後に上場株式配当等に係る所得を含めての修正申告はできません。

上場株式配当等に係る所得について所得税と住民税で異なる課税方式を選択するための住民税申告をする場合、【上場株式等に関する住民税申告不要等申出書】と申告書の2点を提出してください。

以下の4点はホームページから印刷できます

- 特別区民税・都民税申告書(申告書のダウンロード開始日についてはホームページをご覧ください)
- 上場株式等に関する住民税申告不要等申出書
- 代理人申告のための委任状
- 医療費控除の明細書

ダウンロードはこちらから

リンク先(パソコン版)
文京区ホームページ>手続き・暮らし>税金>ダウンロード(申請書・届出書・その他)



☎ 国税務課 課税第一・第二係 (5803)1154・1155

税務署に確定申告をする際は、申告書第2表の住民税に関する事項の記入を忘れずに！

所得税の確定申告をする際は、住民税に関する事項も確認してください。以下は間違いが多い箇所の説明になりますので、よく確認のうえ、ご記入ください。

文京区では主たる給与・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳以上の方のみ)の所得に対する住民税の納付方法はこちらで選択できます。

イメージ：申告書B様式(第2表下部)

○ 住民税・事業税に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	給与・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択	給与から差引き
文京 花子	1 2 3 4 5 6 7 8 0 0 0 0		545.6.2			自分
文京 太郎	1 2 3 4 5 6 7 8 0 Δ × □	子	平令 16.1.2		都道府県	40,000円
寄附金税額控除の条例指定分 都道府県 40,000円 市区町村						

合計所得金額が1,000万円を超える方が配偶者を扶養にとる場合は、配偶者氏名及び個人番号をこちらに記入。

16歳未満の扶養親族はこちらに記入。(平成16年1月2日以降生まれの方)

確定申告をしないことを選択した非上場株式の少額配当等はここに記入。少額配当等+総合課税を選択した配当所得を記入してください。

文京区条例指定分対象法人一覧	適用開始年月日
国立大学法人 東京大学	平成 31年1月1日
社会福祉法人 洛和福祉会	
社会福祉法人 武蔵野会	
社会福祉法人 佑啓会	平成 30年1月1日
国立大学法人 お茶の水女子大学	
公益財団法人 日本ナショナルトラスト	
社会福祉法人 フロンティア	
社会福祉法人 本郷の森	平成 29年1月1日
公益財団法人 東京カリタスの家	
国立大学法人 東京医科歯科大学	平成 28年4月1日
社会福祉法人 福音会	
公益財団法人 文京アカデミー	
学 校 法 人 日本女子大学	平成 28年1月1日
社会福祉法人 文京槐の会	
社会福祉法人 敬愛健仲会	
社会福祉法人 文京区社会福祉協議会	平成 21年1月1日

寄附金税額控除の条例指定分(都道府県)該当法人については、ホームページ等で東京都条例指定寄附金一覧をご確認ください。

寄附金税額控除の条例指定分(区市町村)該当法人は、左の表のとおりです。

例 次の法人に寄附した場合

・東京都のみ条例で指定された法人に5,000円を寄附した場合

寄附金税額控除の条例指定分	寄附金税額控除の条例指定分
都道府県 5,000円	都道府県 5,000円
市区町村	市区町村 5,000円

※東京都の条例により寄附金税額控除の対象に指定されている場合は、都の条例指定分も該当になります。

☎ 国税務課 課税第一・第二係 (5803)1154・1155

みなさんの疑問に
お答えします！

住民税のQ&A大特集

問 税務課 課税第一・第二係
☎(5803)1154・1155



Q 海外転出の時、住民税の支払いはどうなりますか？

A あらかじめ納税管理人の申告(申請)をお願いします。

住民税は、前年の所得に対して1月1日現在住所のある区市町村で課税されます。1月2日以降に国外転出する場合は、事前に納税通知書の受け取り、税の納付等を納税者に代わって行う納税管理人の申告(申請)をお願いします。

Q 引っ越しをすると住民税の支払先はどうになりますか？

A 住民税は1月1日現在住所のある区市町村に支払ってください。

今年の1月1日の住所が文京区なら、その後転出して課税地は文京区になり、令和2年度の住民税は文京区に納めていただくこととなります。

Q 収入がなくても住民税の申告はしたほうがいいですか？

A 申告書の「収入がなかった人の記入欄」に記入し申告しましょう。

住民税の課税状況は国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・児童手当・就学援助等、区の行政サービスの基礎資料等となるので、申告期限までにご提出をお願いします。

Q 亡くなった人の住民税の支払いはどうなりますか？

A 相続人の方に住民税の納税義務が継承されます。

住民税は、前年の所得に対して1月1日を基準に課税されます。1月2日以降に亡くなった場合、前年中に一定額以上の所得があれば課税されます。相続があった場合は、相続人の方に納税義務が継承されます。その際は、相続人代表者指定(変更)届のご提出をお願いします。

住民税がかかる限度額と扶養に入れる限度額は異なりますね



Q ふるさと納税をしましたが、控除を適用させるにはどうすればいいですか？

A ワンストップ特例申請又は申告をしてください。

ワンストップ特例申請とは確定申告を必要としない給与所得者等であること、寄附先が5自治体以内であること、その都度、寄附自治体に申請書を送付すること等の条件下であれば、確定申告をしなくても寄附金税額控除が受けられる制度です。ワンストップ特例申請は1月10日までに、寄附した自治体への申請が必要となっておりますので、まだ申請されていない方は確定申告が必要ですが、その際は、確定申告書第2表の「住民税に関する事項」の寄附金税額控除欄にもご記入ください。

Q 住民税のかからない給与・年金収入の限度額と扶養に入れる限度額はくらですか？

A 給与収入のみの方は上段の表、公的年金収入のみの方は下段の表をご確認ください。

給与収入(年収)	住民税 かかる・かからない	扶養に 入れる・入れない
100万円以下	かからない	入れる
100万円超～103万円以下	かかる	入れる
103万円超	かかる	入れない



住民税がかかる限度額と扶養に入れる限度額は異なりますね		住民税 かかる・かからない	扶養に 入れる・入れない
※昭和30年1月1日以前生まれ(65歳以上)		かからない	入れる
昭和30年1月2日以後生まれ(65歳未満)			
公的年金収入	65歳以上	かからない	入れる
	65歳未満		
	65歳以上	かかる	入れる
	65歳未満		
	65歳以上	かかる	入れない
	65歳未満		

Q 代理申告の場合、代理権の確認が委任状でできるらしいけど、書式はありますか？

A 委任状は区のホームページからダウンロードできます。

ホームページ掲載の委任状でなくても、必要事項の記載があれば自作の委任状でも受付します。委任状を自作する場合、左の委任状見本を参考にしてください。

委任状 見本

(代理人) 住所 文京区春日1-16-21
氏名 文京 太郎
生年月日 平成2年2月1日

上記の者を代理人と定め下記に関する申告の権限を委任いたします。

令和2年度 特別区民税・都民税の申告
令和2年2月1日
(委任者)
住所 文京区春日1-16-21
氏名 文京 花子
生年月日 平成2年3月1日



Q 特別区民税・都民税の申告書を郵送で提出できますか？

A 申告書は郵送でも提出できます。

①申告書②記載内容を確認できる資料(収入がある方は所得を証明する資料、控除がある方は控除を証明する資料等)③本人確認できる書類のコピー④マイナンバーが確認できる書類のコピーを同封し、返信用封筒で郵送してください。申告書の控が必要の場合は、記入済みの控と返信用封筒(住所・氏名記入済み返信用切手貼付)も併せて同封してください。

Q 医療費の控除の申告は領収書を提出すればよいですか？

A 医療費控除の明細書をご用意ください。

平成30年度の申告から、医療費領収書に代わり、医療費控除の明細書が必要となりました。健康保険組合から送付される医療費のお知らせを提出していただくことで医療費控除の申告をすることもできます。

平成31年度から配偶者控除・配偶者特別控除制度が変更になりました
控除が受けられるか確認してみてくださいね

	納税者本人の合計所得金額 (給与収入のみの方の収入金額)		
	900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)
配偶者控除	38万円以下 (103万円以下)	33万円	22万円
	老人控除対象配偶者 [昭和25年1月1日以前生]	38万円	26万円
配偶者特別控除	38万円超～90万円以下 (103万円超～155万円以下)	33万円	22万円
	90万円超～95万円以下 (155万円超～160万円以下)	31万円	21万円
	95万円超～100万円以下 (160万円超～166万8千円未満)	26万円	18万円
	100万円超～105万円以下 (166万8千円以上～175万2千円未満)	21万円	14万円
	105万円超～110万円以下 (175万2千円以上～183万2千円未満)	16万円	11万円
	110万円超～115万円以下 (183万2千円以上～190万4千円未満)	11万円	8万円
	115万円超～120万円以下 (190万4千円以上～197万2千円未満)	6万円	4万円
	120万円超～123万円以下 (197万2千円以上～201万6千円未満)	3万円	2万円
	123万円超 (201万6千円以上)	0	0

合計所得金額とは、

給与・年金収入 → 算出表などで所得を算出
事業等の収入 - 必要経費等 → **合計所得金額**

◆給与収入がある方(1か所のみで勤務)



勤務先から交付される源泉徴収票で確認できます

源泉徴収票のイメージ

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

合計所得金額

源泉徴収票のイメージ

✓ チェック

- 1 納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円以下
- 2 配偶者の合計所得金額が38万円以下
- 3 配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下

1と2に該当すれば「配偶者控除」、1と3に該当すれば「配偶者特別控除」を受けられます。

合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者の同一生計配偶者の方へ

配偶者控除及び配偶者特別控除制度の改正により、納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えると、配偶者控除を受けることができなくなりました。

納税義務者が同一生計配偶者を申告していない場合、本人が申告をしなければ非課税証明書の発行や社会保障制度のための所得判定等ができないため、必要に応じて住民税の申告を行ってください。 問 税務課 課税第一・第二係 ☎(5803)1154・1155

※納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除を受けることができません。

令和2年度からの住民税の改正点のお知らせ

ふるさと納税制度の見直し

- ふるさと納税の対象となる区市町村を、一定の基準に基づき総務大臣が指定します

詳しくは総務省ふるさと納税ポータルサイトをご覧ください。

総務省 ふるさと納税

検索

- 対象外の区市町村への寄附

令和元年6月1日以降の対象外の区市町村に寄附した場合、個人住民税の特例控除部分は対象外となります。所得税及び個人住民税の基本控除は対象です。

住宅借入金等特別控除の見直し

令和元年10月1日～令和2年12月31日までに居住の用に供した場合、次のとおりになります。

- 適用年数が現行の10年→13年に延長
- 11年目以降の3年間、次のいずれか少ない方を住宅借入金等特別控除可能額とします

- ・取得等対価の2%の3分の1
- ・住宅借入金等年末残高の1%



問 税務課 課税第一・第二係 ☎(5803)1154・1155

確定申告や住民税の申告所得控除対象になります (平成31年1月～令和元年12月支払い分が対象)

介護保険サービスの利用料(医療費控除)

介護保険サービスの利用料のうち、医療費控除の対象となるものは下表のとおりです。

居宅サービスの利用料	(1) 自己負担の全額が控除の対象となるもの(支給限度額超過分も含む) ①訪問看護・介護予防訪問看護 ②訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ⑤短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限ります) ⑦看護小規模多機能型居宅介護(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く) ⑧介護福祉士等による喀痰吸引等の対価
	(2) 上記(1)のサービスと併せて利用した場合に対象となるもの(支給限度額超過分は対象外) ①訪問介護(生活援助中心型を除く)・夜間対応型訪問介護・介護予防訪問介護 ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 ③通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・介護予防通所介護・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・地域密着型通所介護 ④短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 ⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限ります) ⑥総合サービス事業の国基準サービス(訪問型・通所型)
施設サービスの利用料	(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・地域密着型介護老人福祉施設 介護保険適用の自己負担額及び居住費・食費の合計額の2分の1に相当する額 (2) 介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院 介護保険適用の自己負担額及び居住費・食費の合計額
主な対象外サービス	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム) 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等) 福祉用具貸与・購入、住宅改修

※控除を受ける場合は、医療費控除の明細書(本人作成)あるいはサービス事業者が発行した確定申告用の領収書の添付が必要です。

※高額介護サービス費が給付されている場合には、それぞれ自己負担額の合計から高額介護サービス費を差し引いた額が対象となります。

※(1)⑧の介護福祉士等による喀痰吸引等とは、一定の喀痰吸引及び経管栄養をいいます。

また、訪問介護などの福祉系サービスを訪問看護などの医療系サービスと併せて利用しない場合に対象となります。(併せて利用する場合は、身体介護部分全体が医療費控除の対象となります)

※医療費控除についての詳細は、税務署にお問い合わせください。

問 介護保険課給付係 ☎(5803)1388

おむつ代の医療費控除を受ける方へ

介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方のおむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降の場合は、医師の発行する「おむつ使用証明書」に代えて、区が発行する「証明書」を使用することができます。「証明書」は、介護保険の要介護・要支援認定の際に作成された主治医意見書において、①寝たきり状態にあること②尿失禁があることの両方を確認できる場合に、1通300円で発行します。「証明書」を希望する方は、事前にお問い合わせください。

問 介護保険課認定審査係 ☎(5803)1378

介護保険 国民健康保険 後期高齢者医療

保険料(社会保険料控除)

保険料を納付書で納めた方は「領収書」を、口座振替の方は「口座振替済みのお知らせ」(順次郵送中)を、公的年金から保険料が差引かれた方(特別徴収)は「公的年金等の源泉徴収票」(1月に日本年金機構等から送付)をご活用ください。なお、介護保険料のほか、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料を特別徴収された方の場合、「公的年金等の源泉徴収票」には合算額が記載(内訳は源泉徴収票の摘要欄に記載)されています。申告書の社会保険料の欄には、この金額を転記してください。

また、社会保険料のうち、それぞれの保険料について確認する場合や、遺族年金又は障害年金(非課税年金につき源泉徴収票は送付されません)から差引かれた方は、担当係へお問い合わせください。

※確定申告と住民税の申告には、介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険料証明書の添付は不要です。

問 介護保険課資格保険料係 ☎(5803)1379

問 国保年金課国保収納係 ☎(5803)1194

問 国保年金課高齢者保険料係 ☎(5803)1198

障害者控除対象者認定を受ける方へ

障害者控除対象者認定とは、65歳以上で障害者手帳等の交付を受けていない認知症高齢者や寝たきり高齢者などを対象に、障害者又は特別障害者として認定書を発行する制度です。認定書の発行に際しては、医師の意見書をもとに障害者控除対象者の認否を判定します。申請方法は、控除の対象となる年の12月31日現在の状況が、以下の①又は②によって異なりますので、詳しくは担当係へお問い合わせください。

①要介護・要支援認定を受けている方

⇒対象者の介護保険証と申請者の身分証明書(氏名・生年月日・住所が確認できるもの)が必要(医師の意見書の提出は不要)です。なお、認定書は申請受付後、10日程度で郵便により送付いたします。

問 介護保険課介護保険管理係 ☎(5803)1389

②要介護・要支援認定を受けていない方

⇒申請書のほか、医師が作成した「文京区障害者控除認定対象者判定意見書」が必要となります。ご相談をお受けした上で申請書等をお渡しいたしますので、お問い合わせください。

問 高齢福祉課高齢者相談係 ☎(5803)1382

※「にせ税理士」及び「にせ税理士法人」にご注意ください。

＼ご注意ください／ 小石川税務署 本郷税務署 に申告書作成会場はありません


文京区の申告書作成会場は、下記の期間中、東京上野税務署に開設します。

申告書作成会場	東京上野税務署 (台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎2階)
開設期間	令和2年2月17日(月)から3月16日(月)まで ※土、日及び2月24日(月)を除きます。

確定申告の相談・作成
※現金納付はできません。

➔

《申告書作成会場》
東京上野税務署
《受付時間》
午前8時30分から午後4時まで
(相談は午前9時15分から)



申告書等の提出のみ(相談不要) ➔ **小石川税務署・本郷税務署**

郵送で提出 ➔ 《送付先》
〒110-8655 台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎『税務署事務処理センター』

2月24日(月)・3月1日(日)は、「東京国税局」にて確定申告の相談・作成を行います。

税理士による無料申告相談を開催します ～申告書を作成できます(注)～

〈小石川税務署管内の方〉

会場	開催日程	時間
アカデミー茗台	2月 3日(月)・10日(月) 4日(火)・5日(水) 6日(木)・7日(金) 12日(水)・13日(木)	午前：午前9時30分から正午まで (受付は午前11時30分まで) 午後：午後1時から午後4時まで (受付は午後3時30分まで)
区民センター		
大原地域活動センター		
アカデミー音羽		

※ 上記のほか、東京税理士会小石川支部において1月20・27日、2月17・23日、3月2・9日に予約制で相談を行っています。申告書の提出はできません。☎(3815)3313

〈本郷税務署管内の方〉

会場	開催日程	時間
区民センター	2月 3日(月) 4日(火)・5日(水) 6日(木)・7日(金)	午前10時から午後4時まで (受付は午後3時30分まで)
駒込地域活動センター		
汐見地域活動センター		

(注) 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。



確定申告書等の作成には国税庁ホームページをご利用ください

確定申告 検索 <https://www.keisan.nta.go.jp>

※印刷して郵送等で提出することもできます。

～納税は口座振替が便利です～
事前に届け出た預貯金口座から指定された期日に自動で引き落とすことにより納付できます。
新規に口座振替を利用する方は、申告期限までに「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

『作成コーナー』にアクセス!
◆ スマホで見やすい専用画面
給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方は、スマホ専用画面をご利用いただけます。

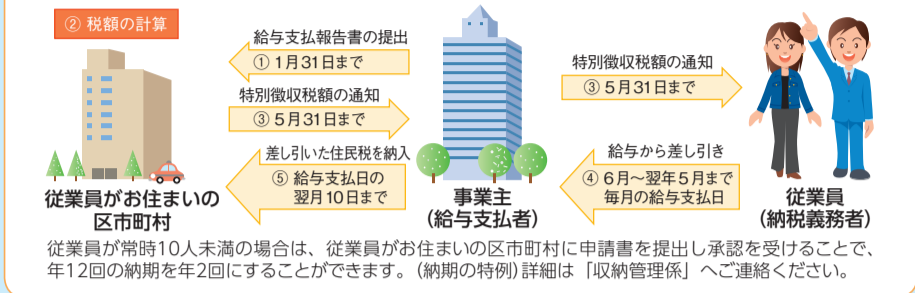
給与所得に係る個人住民税(特別徴収)について



個人住民税PRキャラクター
ぜいきりん

東京都と都内62区市町村は、オール東京で、平成29年度から原則として全ての事業主の方に、特別徴収義務者の指定を実施し、特別徴収推進を徹底しています。

特別徴収制度の仕組み



特別徴収とは 事業主の方(給与支払者)が従業員の方(納税義務者)に代わり、毎月の給与から住民税を差し引いて納入する制度です。

公的年金からの住民税の徴収(特別徴収)について

令和2年4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者の方の年金所得に係る住民税は、公的年金の支払者が年金の支払の際に差し引き、これを区に納入することとなっています。

【年金所得に係る税額の納付方法】

ア 前年度より継続して対象の方

税 額	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	前年度分の年金所得に係る税額の1/6ずつ			(年金所得に係る税額-仮徴収額)の1/3ずつ		

イ 新たに対象になる方

税 額	普通徴収		特別徴収(本徴収)		
	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	2月
	年金所得に係る税額の1/4ずつ		年金所得に係る税額の1/6ずつ		

☎税務課 課税第一・第二係 ☎(5803)1154・1155

住民税の納付のご案内 ～納付は納期限内にお願いします～

住民税の納付は**口座振替**をご利用ください。令和2年度第1期口座振替開始の**申込締切日**は**令和2年5月11日(月)**です。

令和2年度 口座振替 予定表	期 別	口座振替日	申込締切日
	全 期		令和2年 6月30日(火)
第1期		令和2年 8月31日(月)	令和2年 7月10日(金)
第2期		令和2年11月 2日(月)	令和2年 9月10日(木)
第3期		令和3年 2月 1日(月)	令和2年12月10日(木)

●申込：所定の口座振替依頼書に記入・押印のうえ、郵送又は窓口へ持参してください。
口座振替依頼書のご要望は、税務課収納管理係へご連絡ください。

住民税(普通徴収)と軽自動車税(種別割)について、スマホアプリで納付する方法を4月以降に導入する準備をしています。導入するスマホアプリの種類や時期など詳細が決まりましたら、あらためて4月以降に区報や区ホームページでお知らせいたします。
☎税務課収納管理係 ☎(5803)1153

令和2年1月31日は特別区民税・都民税普通徴収第4期の納期限です

経済的な事情等で税の納付が困難な方は、税務課納税係で納付相談をお受けします。

特別区民税・都民税の納付相談及び納付窓口を 平日夜間および土・日曜に開設します

お仕事などで、区役所の開庁時間(平日午前8時30分～午後5時15分)においでになれない方で、納付相談のある方や、納付される方はご利用ください。
夜間窓口 午後8時まで開設
令和2年1月22日(水)～24日(金)
休日窓口 午前9時～午後4時まで
令和2年1月25日(土)、26日(日)
なお、1月26日(日)は軽自動車の廃車相談もお受けします。
場 所 税務課(シビックセンター10階)
※業務用エレベータをご利用ください。ご不明な場合は、1階案内でお尋ねください。

- ◎ 納付忘れがあったらどうすればいい?税金を納めないとどうなるの?
Ⓐ 税は納期限内納税が原則です。督促状や催告書がお手元に届いた場合は、そのままにせず、すみやかに納付してください。
納期限を過ぎると、納期限の翌日から納付日までの期間に応じて延滞金も納付していただく必要があります。
また、督促状や催告書をお送りしても納税や相談がない方には、地方税法で財産を差押するよう規定されています。やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納付することが困難な方は、税務課納税係にご相談ください。
- ◎ 差押の対象となる財産にはどんなものがあるの?
Ⓐ 給与、預貯金、不動産、動産、自動車、売掛金などすべての財産です。
勤務先への給与調査を行ったり、滞納者やその関係者の住居等を相手方の意思にかかわらず強制的に搜索する場合があります。(国税徴収法第141条から147条)
文京区では平成30年度に搜索及び自動車等のタイヤロックを20件実施しています。

住民税を一時に納付できない方のための猶予制度があります

(納税の猶予)
以下の理由により、住民税を一時に納付することができないときは・・・
文京区税務課に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。
①財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり、又は負傷したとき
③事業を廃止し、又は休止したとき ④事業について著しい損失を受けたとき
⑤本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したとき
※⑤の場合は、納付すべきとなった納期限までに申請する必要があります。

(換価の猶予)
住民税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは・・・
その住民税の納期限から3か月以内に、文京区税務課に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。
(猶予が認められると・・・)
●猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。
●徴収の猶予の場合は財産の差押が、換価の猶予の場合は差押えた債権の取立や財産の公売が猶予されます。
☎税務課納税係 ☎(5803)1156

課税・納税証明書の発行

発行できる証明書
●個人の特別区民税・都民税の課税(非課税)証明書及び納税証明書
●軽自動車税納税証明書

申請に必要なもの	●本人確認書類 運転免許証、パスポート、住基カード(写真付)、個人番号カード等 ※健康保険証の場合はキャッシュカードや診察券等、もう一点必要です。 ●手数料 1通300円 ●委任状(代理の方が申請する場合)	発行場所	税務課窓口、戸籍住民課窓口 区民サービスコーナー マルチコピー機設置のコンビニエンスストア(セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ) ※発行には個人番号カードが必要です。 ※軽自動車税納税証明書は発行不可。
----------	---	------	--

(注) ●税金を納付した後、3週間以内に納税証明書を申請される場合は、納付金額を確認できる領収書等を税務課窓口までお持ちください。
●家族の方でも、代理で申請される場合は委任状(自署・押印)が必要です。
●本人による郵送申請もできます。申請方法については、区ホームページをご覧ください。
●軽自動車税は、令和2年度分より、軽自動車税(種別割)に名称が変わります。

バイク・軽自動車の廃車手続きをお忘れなく!

軽自動車税は4月1日現在、バイクや軽自動車などを所有している方に納めていただく税金です。以下の方は、令和2年3月31日(火)までに廃車等の届け出をすることで、次年度以降の軽自動車税(種別割)がかからなくなります。
①盗難に遭い車両が見つからない方(盗難届を出していても廃車手続きは必要)②破損等で車両が使用できなくなった方③亡くなられたご家族の車両をお持ちの方④既に車両を他の方に譲渡している方(※)
※譲受人が名義変更をしないことによるトラブルが増えています。車両を譲渡する場合は引渡し前に廃車手続きをされることをお勧めします。

車 種	手続き・問合せ先
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(フォークリフト等)	税務課税務係 ☎(5803)1152
軽二輪・二輪小型自動車	練馬自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2032
軽三輪・軽四輪車	軽自動車検査協会 東京主管事務所練馬支所 ☎050(3816)3101

☎税務課税務係 ☎(5803)1152